

販売同意書

- 第1項：商品の販売にあたり、本同意書並びに代理店登録フォームの弊社への差し入れをもって、弊社商品を販売していただくことが可能となります。
- 第2項：弊社との書面による同意なくして製品を変造、加工、あるいは模造品を製造するなどの一切の行為を禁止します。
- 第3項：弊社との書面による合意なくして弊社の取り決めた名称以外で販売する行為を禁止します。
- 第4項：弊社にて作成した商品、又は印刷したロゴ等は弊社の告知・広告に使用が可能な事とします。
- 第5項：弊社商品はエンドユーザー目安価格を設けております。これを著しく下回る価格での販売、並びに弊社の設定する代理店仕切り価格にほど近い価格での販売は行わないようお願い致します。状況の察知により10項の(1)に適合する扱いとさせていただきます場合がございます。
- 第6項：弊社商品を販売いただくにあたり、インターネットに価格を掲載する場合は、定価での表示又は定価より10%の割引よりも低い価格を用いることを禁じます。
- 第7項：弊社は自ら自社製品をユーザーへ販売し、又は同意者以外の代理店を設置して自社製品を販売することができるものとします。
- 第8項：顧客意志優先の自由競争を是とし、別途定める仕切価格での製品の提供を行うものとし、製品の特性を考慮した上で、代理店間の価格等における紛争には一切関わりを持たないものとします。
- 第9項：弊社製品の販売に関しては、毎年4月に販売同意書並びに代理店登録フォームの提出をもって販売資格の継続とみなします。
- 第10項：(1) 弊社は代理店様の状況、又は弊社の状況によって製品の供給を差し止めることができるものとします。(下記の項目に当てはまるか、関連のある事項が起こった場合)
- ア、販売契約上の売買代金の支払い義務を怠ったとき。
- イ、差押・仮差押・仮処分・公売処分・租税滞納処分・その他公権力の処分を受け、又は整理・会社更生手続きの開始・破産もしくは競売を申し立てられ、又は自ら整理・会社更生手続きの開始もしくは破産申し立てを行ったとき。
- ウ、その他、弊社または代理店の特定の経営上の変化があった場合。
- エ、本合意書の条項に違反したとき。
- 第10項：(2) 前項各号の場合には、同意者はその時点で弊社に対して負っている売掛債務について期限の利益を失い、直ちに債務の全額を一括して弁済しなければならない。

以上

平成 年 月 日

御社名：

御住所：

代表者様名：

印

〒376-0013 群馬県桐生市広沢町6丁目395-6

株式会社 オリエンタライズ
代表取締役 堀切 勇司

